2026 年 9 月 28 日
日本ＥＲＩ株式会社

（周知）住宅の省エネ計算における床面積の端数処理方法の変更について

住宅の省エネ計算における床面積について、次のとおり端数処理方法が申請日に応じて次のとおり変更となりますので、お知らせします。

新規申請時期	床面積の端数処理方法
2026 年 9 月 30 日まで	小数第 3 位を四捨五入し、小数点以下 2 桁とする。
2026 年 10 月 1 日以降	小数第 3 位を切り捨てし、小数点以下 2 桁とする。

経過措置として、2026 年 12 月末までに申請するものについては、現行の四捨五入による端数処理方法としても差し支えありません。また、2026 年 9 月 30 日までに申請された業務の併願申請※や、同日までに申請された物件の変更申請については、端数処理方法が変更された後であっても、従前の端数処理方法によることが可能です。※「併願申請」とは当社に申請された業務の計算書を活用して別の業務の申請を行うことをいいます。

（参考）国土交通省による周知資料（抜粋）
https://www.mlit.go.jp/common/002015556.pdf

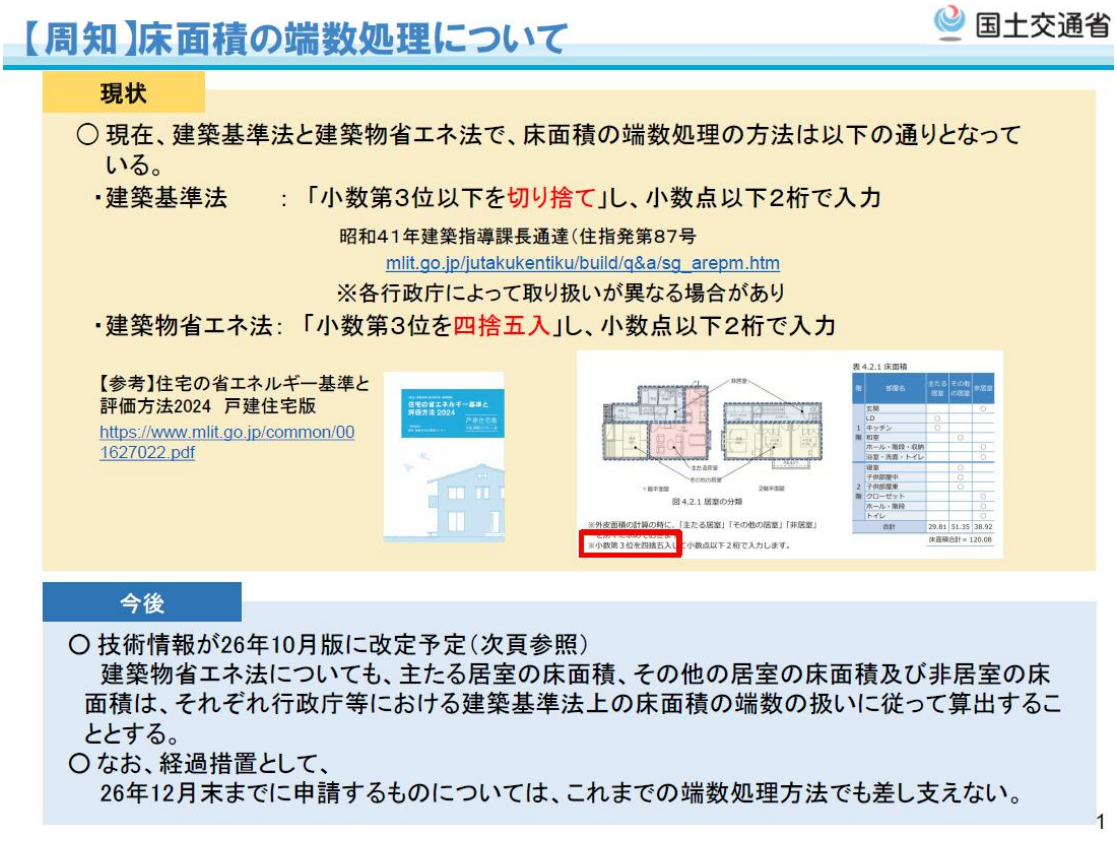

以上